

## 感染等に伴う欠席・休暇の扱い

### 1 学生本人の場合

- (1) 「登校しない、出席停止」どちらも欠席の取扱いとしません。  
 (2) 学生本人が欠席等の連絡ができない場合は、家族の方から連絡をお願いします。

本人の状況	対応	期間	大学への報告先	
			【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）	【滝沢】 授業担当教員 【宮古】 事務局職員
発熱等の風邪症状がある場合、又は新型コロナウイルス検査を受けて「陰性」の場合	登校しない	「登校の目安」 ・発症後に少なくとも8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルス検査「陽性」の場合				
症状がある場合	出席停止	発症日の翌日から起算して10日間	必要	必要
症状がない場合		検体採取日の翌日から起算して7日間	電話にて至急連絡	電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合				
陽性者が同居している家族等の場合	出席停止	同居している家族等が自宅療養又は待機する期間	必要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
陽性者が同居している家族等以外の場合		最後に接触した日の翌日から起算して7日間		
濃厚接触者に該当せず、任意で検査を受けて「陰性」の場合	登校	/	不要	不要
外務省の感染症危険情報の「レベル4、3、2、1」の国や地域から帰国した場合	出席停止	帰国及び入国後14日間 ※1	必要 健康観察のため、健康記録票（海外帰国者用）を報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルスワクチンを接種する場合	欠席の取扱いとしない	接種及び接種のための移動に要する時間	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届の様式により提出する
新型コロナウイルスワクチン接種後、発熱等の風邪症状が見られ、やむを得ず登校できない場合	欠席の取扱いとしない	症状が軽快するまで	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届の様式により提出する

※ 出席停止の根拠：学校保健安全法第19条

※1 帰国後のPCR検査等において、陰性の場合、14日間としている自宅待機期間を所属長に報告のうえ短縮することができる。

《問合せ窓口》

学 生：教育支援室（教務・国際交流グループ）

電話：019-694-2012 Mail：ipu-kyoumu@ml.iwate-pu.ac.jp

教職員：総務室（人事給与グループ）

電話：019-694-2038 Mail：jinji@ml.iwate-pu.ac.jp

【報告窓口】（相談随時対応）

滝沢キャンパス：健康サポートセンター

電話 019-694-2030 FAX 019-694-2031 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

宮古キャンパス：宮古事務局（保健室）

電話 0193-64-2230 FAX 0193-64-2234 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

※ 夜間休日に PCR 検査等を受ける場合や検査結果を報告する場合は、滝沢キャンパス、宮古キャンパスともに電話で守衛室（代）019-694-2000へ至急連絡すること。